

代表取締役の住所

商業登記規則等の一部を改正する省令によって令和 6 年 10 月 1 日から代表取締役等住所非表示措置が設けられました。

これにより誰でも取得できる登記事項証明書等には代表取締役の住所が市区町村までの表示となりプライバシーが保護されます。

申出の手続き等

1 登記申請と同時に申出すること。

代表取締役等の住所が登記される登記の申請と同時にする場合に限る。

2 以下の書面を添付すること。（上場会社以外の株式会社の場合）

- ・株式会社が受取人として記載された書面が本店所在地に宛てた配達証明郵便により送付されたことを証する書面等
- ・代表取締役等の氏名及び住所が記載されている市町村等による証明書
- ・株式会社の実質的支配者の本人特定事項を証する書面

登記事項の表示例

（変更前）

役員に関する事項	取締役 西 山 浩 大阪市淀川区西中島 7 丁目 1 番 3 号 代表取締役 西 山 浩
----------	--

（変更後）

役員に関する事項	取締役 西 山 浩 大阪市淀川区 代表取締役 西 山 浩
----------	--

非表示措置の終了

非表示措置を希望しない旨の申出や本店所在場所に実在しないことが認められるなど一定の場合に登記官の職権に非表示措置を終了します。

西 山 会 計 事 務 所

<http://nishiyama-accountingfirm.com/>

役員変更をお忘れなく

- ・代表取締役等の住所に変更が生じたときは、代表取締役等住所非表示措置の適用の有無に関係なく役員変更の登記申請が必要になります。
- ・任期満了による選任（再任）のときは役員変更の登記申請が必要になります。
公開会社ではない株式会社で任期が 10 年になっているときは注意が必要です。

【原則】

取締役の任期は、**選任後 2 年以内（監査役は 4 年以内）**に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとなります。

【例外】

公開会社ではない株式会社の取締役及び監査役の任期は**定款で定めること**により、**選任後 10 年以内**に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までにできます。